４　　除雪に関する資料

４－１

三条市有除雪機械一覧表

機　　種	台　数
除雪グレーダー	２台
除雪ドーザー	18 台
ロータリ除雪車	２台
歩道除雪車	４台
計	26 台

５　　地震一般に関する資料

５－１

気象庁震度階級関連解説表

計測震度	階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造家屋	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
0.5	0	人は揺れを感じない。						
1.5	1	屋内にいる人の一部がわずかな揺れを感じる。						
2.5	2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が目を覚ます。	電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。					
3.5	3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
4.5	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。				
5.0	5弱	多くの人が身の安全を図ろうとする。一部の人は行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのが分かる。補強されていないブロック塀が崩れ、道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い住宅では、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。 ［停電する家庭もある。］	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5.5	5強	非常な恐怖を感じる。多くの人が行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い住宅では、壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。［一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。］	
6.0	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い住宅では、壁、梁、柱などが破損するものがある。耐震性の高い建物でも壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。［一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することがある。］	地割れや山崩れなどが発生することがある。
6.5	6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸がはずれて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁や柱が破損するものがかなりある。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。［一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。］	
	7	揺れにほんろうされ、自分の意思で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶのものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり大きく破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり大きく破損するものがある。	［広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。］	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることがある。

＊ライフラインの［　］内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものである。

５－２　　三条市における地震計の設置場所

設置場所	住所・位置
三条市消防本部地内	三条市西裏館三丁目 437 番 3 号 北　緯　　37°　38′ 東　経　138°　58′
三条市消防栄分署地内	三条市新堀 1372 番地 1 北　緯　　37°　35′ 東　経　138°　56′
三条市役所下田庁舎地内	三条市荻堀 830 番地 1 北　緯　　37°　33′ 東　経　139°　04′

６　　災害救助事務に関する資料

６－１　　災害救助法、県災害救助条例適用基準、世帯数

	人　　口	法	条　　例
三　条　市	９３，０１７人	８０世帯	４０世帯

人口は、令和５年４月１日現在

６－２　　「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

（令和元年 10 月 1 日から適用）

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 １人　１日当たり 330 円以内 （加算額） 冬季…別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２　避難に当たっての輸送費は、別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	１　規格　１戸当たり平均 地域の実情、世帯構成に応じた規模 ２　限度額　１戸当たり 5,714,000 円以内 ３　同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（規模、費用は別に定めるところによる。）	災害発生の日から 20 日以内に着工	１　平均１戸当たり 5,714,000 円以内であればよい。 ２　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 ３　供与期間 最高２年以内 ４　民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	１　避難所に避難している者 ２　全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	１人　１日当たり 1,160 円以内	災害発生の日から７日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （１食は１／３日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から７日以内	輸送費、人件費は、別途計上

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1　夏季（４月～９月）冬季（10月～３月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2　下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1　備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2　現物給付に限ること。

区　　分		１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上１人増すごとに加算
全壊、全焼流失	夏	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円
	冬	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円
半壊、半焼床上浸水	夏	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,700円	2,600円
	冬	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円

医　　療	医療の途を失った者（応急的処置）	1　救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2　病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3　施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助　　産	災害発生の日以前又は以後７日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2　助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から７日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
災害者の救出	1　現に生命、身体が危険な状態にある者 2　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から３日以内	1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2　輸送費、人件費は、別途計上

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
被災した住宅の応急修理	1　住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 595,000円以内	災害発生の日から1か月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童　4,500円 中学校生徒　4,800円 高等学校等生徒　5,200円	災害発生の日から (教科書) 1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋　　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1　輸送費、人件費は、別途計上 2　災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） １体当たり　3,500 円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 １体当たり 5,400 円以内 （検案） 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	１　検案は原則として救護班 ２　輸送費、人件費は、別途計上 ３　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	１世帯当たり 137,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	１　被災者の避難 ２　医療及び助産 ３　被災者の救出 ４　飲料水の供給 ５　死体の捜索 ６　死体の処理 ７　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範　　囲	費用の限度額	期　　間	備　　考
実費弁償	災害救助法施行令第４条第１号から第４号までに規定する者	災害救助法第７条第１項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する 都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別に定める額

※　この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

7　　無線通信施設等に関する資料

７－１　　三条市防災行政無線局管理運用規程

（平成19年３月30日
訓　令　第　２　号）

三条市防災行政無線局管理運用規程（平成17年三条市訓令第27号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この規程は、三条市防災行政無線局（以下「防災行政無線局」という。）の管理及び運用について、電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法規に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（防災行政無線局の目的）

第２条　防災行政無線局は、三条市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務その他行政事務を円滑に遂行するために使用することを目的とする。

（定義）

第３条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　防災行政無線局　移動系及び同報系の無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。

(2)　移動系　移動系基地局と陸上移動局及び陸上移動局相互間で通話を行う通信系統をいう。

(3)　移動系基地局　陸上移動局との通信を行うため、地上に開設する移動しない無線局で次に掲げるものをいう。

ア　三条市役所三条庁舎に設置する無線局（以下「移動系三条基地局」という。）

イ　三条市役所下田庁舎に設置する無線局（以下「移動系下田基地局」という。）

(4)　陸上移動局　陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する車載型及び携帯型の無線局をいう。

(5)　同報系　同報系親局から特定の同報系子局に対して同時に同一内容の通報を送信する通信系統をいう。

(6)　同報系親局　特定の同報系子局に対して同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。

(7)　同報系子局　同報系親局の通信の相手方となる屋外受信子局及び戸別受信機をいう。

(8)　無線従事者　無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

（防災行政無線局の構成）

第４条　防災行政無線局の構成は、別表のとおりとする。

（防災行政無線局の配置等）

第５条　防災行政無線局の呼出名称及び設置場所又は常置場所については、総括管理者が別に定める。

（総括管理者）

第６条　防災行政無線局に総括管理者を置き、総務部長をもって充てる。

２　総括管理者は、防災行政無線局の管理及び運用の業務を総括し、通信管理者を指揮監督する。

（通信管理者）

第７条　移動系基地局及び同報系親局（以下「基地局等」という。）に通信管理者を置く。

２　通信管理者は、移動系三条基地局及び同報系親局にあっては行政課長を、移動系下田基地局にあっては下田サービスセンター長をもって充てる。

３　通信管理者は、その防災行政無線局の管理及び運用の業務を行うとともに、通信取扱責任者及び通信取扱者を指揮監督する。

（通信取扱責任者等）

第８条　基地局等に通信取扱責任者及び通信取扱者を置く。

２　通信取扱責任者は、移動系三条基地局及び同報系親局にあっては行政課防災対策室長を、移動系下田基地局にあっては下田サービスセンター次長をもって充てる。

３　通信取扱責任者は、その防災行政無線局を管理及び運用し、当該業務を所掌する。
４　通信取扱者は、無線従事者の資格を有する職員のうちから通信管理者が指名するものをもって充てる。
５　通信取扱者は、電波法等関係法令を遵守し、法令に基づき防災行政無線局の操作を行う。

（通信の原則）

第９条　通信は、これを濫用してはならない。

（秘密の保持）

第10条　防災行政無線局の業務に従事する者は､その職務上知り得た通信の秘密を漏らしてはならない。

（運用の時間）

第11条　防災行政無線局の運用時間は常時とし、職員の配置はその勤務時間内とする。ただし、通信管理者が特に命ずる場合は、この限りでない。

（通信の統制）

第12条　通信管理者は、災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき、又は必要と認めた場合は、移動系の通信を統制することができる。

（待機命令）

第13条　通信管理者は、災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき、又は必要と認めた場合は、職員を待機させ通信の確保に必要な措置をとらなければならない。

（防災行政無線局の管理）

第14条　通信管理者は、その防災行政無線局の運用状況及び無線設備の状況等を把握し、その機能が十分に発揮できるよう管理しなければならない。
２　通信取扱責任者は、無線設備を変更する必要が生じたとき又は運用上支障が生じたときは、速やかにその旨を通信管理者に報告し、その指示を受けて適切な措置を講じなければならない。

（通信訓練の実施）

第15条　通信管理者は、災害時に即応できるよう防災行政無線局の取扱技術の向上を図るため、次の通信訓練を行うものとする。
(1)　防災行政無線局使用による防災訓練　年１回
(2)　防災行政無線局取扱いについての職員指導　随時

（無線設備の点検及び整備）

第16条　通信管理者は、防災行政無線局の使用に関し、その設備の保守管理に努めなければならない。

（その他）

第17条　この規程に定めるもののほか、通信の方法、運用等に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、平成19年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

移動系

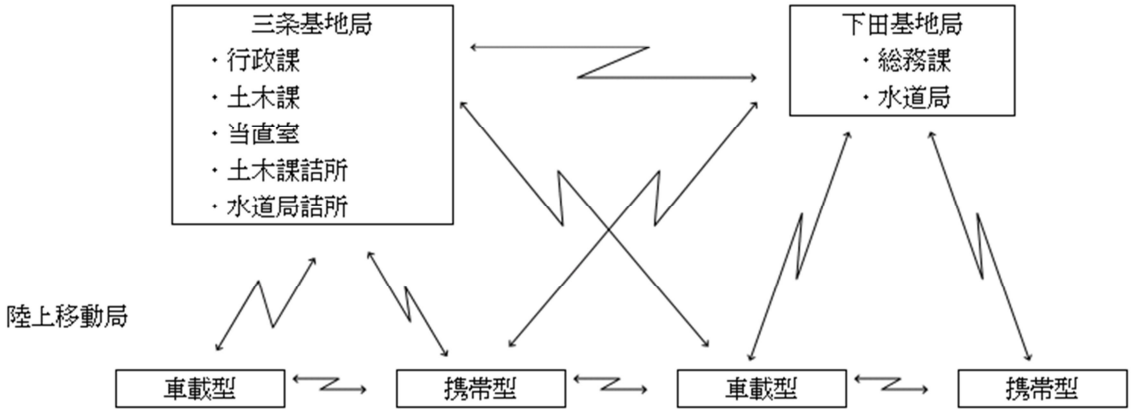

同報系

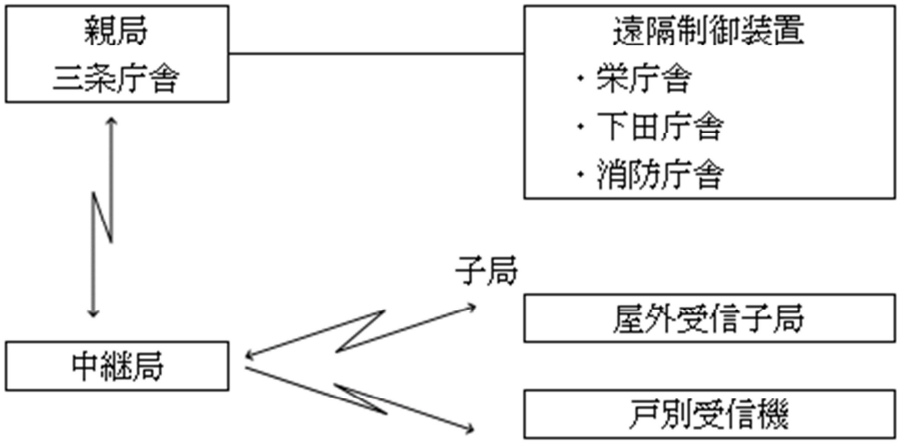

７－２　　防災通信施設等の現況（無線局の設置場所）

⑴　三　条　市

種　別		名　　称	設　　置　　場　　所（常置場所）
基　地　局		さんじょうし	三条市旭町二丁目３番１号(三条市役所三条庁舎)
		さんじょうししただ	三条市荻堀 830 番地１　　(三条市役所下田庁舎)
移動局	車載型	さんじょうし　10	三条市旭町二丁目３番１号(三条市役所 建設課)
		さんじょうし　11	〃　　(　〃　建設課)
		さんじょうし　12	〃　　(　〃　建設課)
		さんじょうし　13	〃　　(　〃　建設課)
		さんじょうし　14	〃　　(　〃　建設課)
		さんじょうし　30	〃　　(　〃　上下水道課維持係)
		さんじょうし　31	〃　　(　〃　上下水道課維持係)
		さんじょうし　32	〃　　(　〃　上下水道課維持係)
		さんじょうし　33	三条市荻堀 830 番地１　　(　〃　上下水道課)
		さんじょうし　34	三条市旭町二丁目３番１号(　〃　上下水道課維持係)
		さんじょうし　35	〃　　(　〃　上下水道課維持係)
		さんじょうし　36	〃　　(　〃　上下水道課維持係)
		さんじょうし　37	三条市中新29－１　　(　〃　上下水道課大崎浄水場)
		さんじょうし　50	三条市荻堀 830 番地１　　(　〃　下田 SC)
		さんじょうし　51	〃　　(　〃　下田 SC)
		さんじょうし　52	〃　　(　〃　下田 SC)
	携帯型	さんじょうし　1	三条市西裏館三丁目３番 10 号（三条市 消防本部)
		さんじょうし　2	三条市旭町二丁目３番１号(三条市役所 行政課)
		さんじょうし　3	〃　　(　〃　行政課)
		さんじょうし　4	〃　　(　〃　行政課)
		さんじょうし　5	〃　　(　〃　行政課)
		さんじょうし　6	三条市笹岡 1912 番地　　(三条市消防本部下田分署)
		さんじょうし　7	三条市小長沢（小長沢地区自治会)
		さんじょうし　20	三条市旭町二丁目３番１号(三条市役所 建設課)
		さんじょうし　24	〃　　(　〃　建設課)
		さんじょうし　25	〃　　(　〃　建設課)
		さんじょうし　26	〃　　(　〃　建設課)
		さんじょうし　40	三条市荻堀 830 番地１　　(　〃　上下水道課)
		さんじょうし　41	三条市旭町二丁目３番１号(　〃　上下水道課維持係)
		さんじょうし　42	三条市中新29－1　　(　〃　上下水道課大崎浄水場)
		さんじょうし　43	三条市笠堀 176－1　　(　〃　笠堀浄水場)
		さんじょうし　60	三条市荻堀 830 番地１　　(　〃　下田 SC)
		さんじょうし　61	〃　　(　〃　下田 SC)
		さんじょうし　62	〃　　(　〃　下田 SC)
		さんじょうし　63	〃　　(　〃　下田 SC)
		さんじょうし　64	〃　　(　〃　下田 SC)

⑵　三条市消防本部

種　　別		名　　称	設　　置　　場　　所（常置場所）
基地局		三条市消防本部	三条市西裏館三丁目３番 10 号
移動局	車載型	三条タンク　1	三条市西裏館三丁目３番 10 号（本署）
		三条救助　1	〃
		三条支援　1	〃
		三条支援　2	〃
		三条化学　1	三条市南四日町三丁目７号 36 号（南分遣所）
	携帯型	三条指令　12	三条市西裏館三丁目３番 10 号（本署）
		三条本部　101	〃
		三条本部　102	〃
		三条本部　103	〃
		三条本部　104	〃
		三条本部　105	〃
		三条本部　106	〃
		三条本部　107	〃
		三条本部　108	〃
		三条本部　110	〃
		三条本部　111	〃
		三条本部　112	〃
		三条本部　113	〃
		三条本部　114	〃
		栄分署　201	三条市新堀 1372 番地１（栄分署）
		栄分署　202	〃
		栄分署　203	〃
		下田分署　301	三条市笹岡 1912 番地（下田分署）
		下田分署　302	〃
		下田分署　303	〃
		三条中央　401	三条市元町６番１号（中央分遣所）
		三条東　501	三条市三竹一丁目 10 番１号（東分遣所）
		三条南　601	三条市南四日町三丁目７号 36 号（南分遣所）

※　防災波組み込みのみ記載

⑶　北陸ガス㈱長岡支社三条事務所

種　別		名　　称	設　　置　　場　　所
基 地 局		ほくがすさんじょう ほくりくさんじょう ほくがすさんじょう(MCA) ほくがすらんなん(MCA)	三条市北中１番８号（三条事務所） 〃 〃 三条市南四日町三丁目３番26号(嵐南供給所)
移動局	車 載 型	ほくがすさんじょう　1 ほくがすさんじょう　2 ほくがすさんじょう　3 ほくがすさんじょう　4 ほくがすさんじょう　5	常置場所 三条市北中１番８号（三条事務所） 〃 〃 〃 〃
	携 帯 型	ほくりく　141 ほくりく　142 ほくりく　143 ほくりく　144 ほくがすさんじょう　21	常置場所　三条市北中１番８号(三条事務所) 〃 〃 〃 加茂市青海町二丁目６番８号（加茂供給所）

⑷　栄ガス消費生活協同組合

種　別		名　　称	設　　置　　場　　所
基 地 局		さかえがす	三条市帯織2677番地１ 栄ガス消費生活協同組合
移動局	車 載 型	さかえがす　1 さかえがす　4 さかえがす　5	常置場所 三条市帯織2677番地１ 栄ガス消費生活協同組合 〃
	携 帯 型	さかえがす　2 さかえがす　3	常置場所 三条市帯織2677番地１ 栄ガス消費生活協同組合

７－３　　防災相互通信用無線局設置市町村（466.775ＭＨｚ）

上越地区	十日町市　上越市
中越地区	長岡市　三条市　柏崎市　見附市　燕市　魚沼市 津南町　刈羽村
下越地区	新潟市　五泉市　阿賀野市　佐渡市　胎内市　聖籠町

７－４　　無 線 局 の 通 信 方 法 等

（１）通信方法

ア　呼び出し

（ア）　「(相手局の呼出名称)」３回以下

（イ）　「こちらは」１回

（ウ）　「(自局の呼出名称)」３回以下

（エ）　「感度ありましたら応答願います」１回

（オ）　「どうぞ」１回

イ　応答

（ア）　「(相手局の呼出名称)」３回以下

（イ）　「こちらは」１回

（ウ）　「(自局の呼出名称)」３回以下

（エ）　「(感度〈必要であればメリット表を使用〉)」１回

（オ）　「どうぞ」１回

（２）メリット表

表　示	程　度
メリット１	雑音の中にかすかに話らしきものが聞こえる程度
メリット２	雑音が多く又ひずんで何回かで話が通じる程度
メリット３	雑音やひずみは多少あるが割合容易に通話できる。
メリット４	雑音は多少あるが十分明快に通話できる。
メリット５	雑音が全然なく非常に明快に通話できる。

７－５　　市内アマチュア無線クラブ

クラブ名	代表者	コールサイン
三条アマチュア無線クラブ	刈　谷　隆　二	ＪＲφＪＥＯ

８　　避難所及び炊き出し施設等に関する資料

８－１　　避難施設一覧表

(1)　避難所一覧表

地区	避難所	所在地	収容施設	面積(㎡)	構造	最大収容数(人)	電話番号	災害種別	種別	設備
嵐北地区	＊第二中学校	興野 1-18-1	体育館・校舎	934	鉄筋コンクリート造２階建	315	33-1248	豪雨 震災	1	
			グラウンド	9,478						
	＊中央公民館	元町 13-1	大集会室	184	鉄筋コンクリート造３階建	60	32-4811	豪雨	1	
			２階和室	237		75				
	＊体育文化会館	荒町 2-1-3	マルチルーム２	621	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造３階建	200	36-0700	豪雨 震災	2 1	
	＊第三中学校	西裏館 2-15-22	体育館・校舎	1,176	鉄骨一部鉄筋コンクリート造平屋建	380	33-3062	豪雨 震災	他	
			グラウンド	9,107						
	＊あそぼって	興野 1-2-30	プレールーム外	607	鉄骨造平屋建	202	36-2181	震災	2	
	＊県立三条商業高校	田島 2-24-8	体育館	1,249	鉄骨造平屋建一部２階建	415	33-2631	豪雨 震災	2	
			グラウンド	18,138						
	＊裏館小学校	東裏館 3-2-67	体育館・校舎	819	鉄筋コンクリート造２階建	270	33-0465	豪雨 震災	2	
			グラウンド	6,308						
	＊上林小学校	栗林 1188	体育館・校舎	543	鉄骨鉄筋コンクリート造平屋建	180	32-1786	豪雨 震災	2	
	＊一ノ木戸小学校	興野 1-18-1	体育館・校舎	841	鉄筋コンクリート造３階建	280	33-0338	豪雨 震災	他	
			グラウンド	3,079						
	＊裏館保育所	東裏館 3-2-61	遊戯室	187	１階鉄筋コンクリート造２階木造	60	47-6566	豪雨 震災	他	
			屋外遊戯場	965						
	＊三条東公民館	興野 1-13-70	多目的ホール１	220	鉄筋コンクリート造平屋建	120	35-1200	震災	他	
			多目的ホール２	140						
嵐南地区	＊第一中学校・嵐南小学校	南四日町 1-1-1	体育館・校舎	1,871	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造４階建	785	(中) 33-1093 (小) 33-3571	豪雨 震災	1	
			武道場	490						
			グラウンド	11,726						
	＊ものづくり拠点施設	桜木町 12-38	体育館	804	鉄骨造平屋建	265	32-0908	豪雨 震災	1	
			グラウンド	10,910						
	＊勤労青少年ホーム	南四日町 1-15-8	多目的ホール外	1,020	鉄筋コンクリート造３階建一部鉄骨平家建	340	32-3362	豪雨 震災	2	
	＊旧第一中学校武道場及び体育館	島田 2-18-43	体育館	1,107	鉄骨造平屋建	515	33-0303	豪雨 震災	2	
			武道場	450						
			グラウンド	14,000						
	＊県立三条高校	月岡 1-2-1	体育館外	2,320	鉄骨鉄筋造コンクリート造平屋建一部２階建	770	35-5500	豪雨 震災	2	
			グラウンド	38,709						
	＊嵐南公民館	南四日町 2-10-3	大集会室	327	鉄筋コンクリート造２階建	105	35-2011	豪雨	2	
			２階和室	155		50				
	＊嵐南保育所	桜木町 12-39	遊戯室	176	〃	55	34-3213	豪雨	他	
			屋外遊戯場	817						
	＊県立新潟県央工業高校	東本成寺 13-1	体育館	1,046	鉄骨造平屋建	345	32-5251	豪雨 震災	他	
			グラウンド	20,160						

地区	避難所	所在地	収容施設	面積(㎡)	構造	最大収容数(人)	電話番号	災害種別	種別	設備
井栗地区	＊第四中学校	井栗 1-35-70	体育館・校舎	974	鉄骨一部鉄筋コンクリート造平屋建	320	38-8105	豪雨 震災	1	
			グラウンド	13,354						
	＊井栗小学校	西潟 3-30	体育館・校舎	657	鉄骨一部鉄筋コンクリート造平屋建	215	38-2832	豪雨 震災	2	
			グラウンド	6,279						
	＊旭小学校	柳川新田 431	体育館・校舎	642	鉄骨造平屋建	210	38-4430	豪雨 震災	2	
			グラウンド	8,600						
	＊保内小学校	上保内乙 500	体育館・校舎	618	〃	205	38-8313	豪雨 震災	2	
	＊塚野目保育所	塚野目 2-11-32	遊戯室	150	鉄筋コンクリート造２階建	50	32-4322	豪雨 震災	2	
			屋外遊戯場	699						
	＊保内保育所	下保内 487	遊戯室	226	〃	75	38-8008	豪雨 震災	他	
			屋外遊戯場	475						
	＊中央公民館保内分館	上保内乙 471	１階会議室	79	〃	61	38-5141	豪雨 震災	他	
			２階和室	105						
本成寺地区	＊西鱈田小学校	東鱈田 40	体育館・校舎	528	鉄骨造平屋建	175	33-2050	豪雨 震災	1	
			グラウンド	9,079						
	＊月岡小学校	月岡 1-34-1	体育館・校舎	542	〃	180	33-0122	豪雨 震災	2	
			グラウンド	7,480						
	＊総合福祉センター	東本成寺 2-1	多目的ホール外	858	鉄筋コンクリート造3階建	285	33-8511	豪雨 震災	2	
	＊本成寺中学校	西中 145	体育館・校舎	570	鉄筋コンクリート造２階建	190	33-2051	豪雨	他	
			グラウンド	9,021						
	＊月岡保育所	月岡 3-13-14	遊戯室	150	〃	50	35-0990	豪雨	他	
			屋外遊戯場	1,377						
	＊鱈田保育所	西鱈田 609-1	遊戯室	126	〃	40	34-8234	豪雨	他	
			屋外遊戯場	927						
	＊本成寺公民館	片口 345	大集会室	84	〃	25	33-0152	豪雨	他	
	＊県立月ヶ岡特別支援学校	月岡 4935	体育館	722	鉄骨造平屋建	240	32-5963	震災	他	
			グラウンド	5,590						
	＊三条パール金属スタジアム	月岡 4-36-1	本部室外	600	鉄筋コンクリート造３階建	200	32-8911	豪雨 震災	他	
			市民球場・広場	82,700						
	＊三条市高等職業訓練校	東本成寺 8-53	実習室外	311	〃	100	33-2916	豪雨 震災	他	
大崎地区	＊大崎学園	東大崎 1-14-74	体育館・校舎	887	鉄骨造平家建	295	38-6340	豪雨 震災	1	
			グラウンド	14,350						
	＊大崎会館	西大崎 2-27-33	体育館	1,105	鉄骨造平家建	475	46-8844	豪雨 震災	2	
			武道場	325	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造２階建					

地区	避難所	所在地	収容施設	面積(㎡)	構造	最大収容数(人)	電話番号	災害種別	種別	設備
大崎地区	＊大崎会館分館	東大崎 2-14-9	大集会室	100	鉄筋コンクリート造２階建	30	38-2157	豪雨	他	
	＊県立三条東高校	北入蔵 2-9-36	体育館	1,200	鉄骨造２階建	400	38-6461	豪雨 震災	2	
			グラウンド	18,600						
	＊農業体験交流センター	西大崎 1-6-76	多目的交流研修室	360	鉄骨造平屋建	120	38-2556	震災	他	
	＊県立三条テクノスクール	柳沢 353-2	体育館	860	鉄筋コンクリート造平屋建	285	38-8520	震災	他	
大島地区	＊大島中学校	大島 5039	体育館・校舎	700	鉄筋コンクリート造平家建	230	33-2317	豪雨 震災	1	
			グラウンド	10,285						
	＊大島小学校	代官島 2326	体育館・校舎	600	鉄骨造平家建	200	34-0011	豪雨 震災	2	
			グラウンド	12,839						
	＊須頃小学校	上須頃 106	体育館・校舎	535	〃	175	32-0805	豪雨 震災	2	
			グラウンド	7,888						
	＊大島公民館	大島 5002	大集会室	84	鉄筋コンクリート造平家建	25	33-0097	豪雨	他	
栄地区	＊農村環境改善センター	新堀 2111	多目的ホール	318	鉄筋コンクリート造２階建	125	45-5685	豪雨 震災	1	
			和室							
	＊栄北小学校	泉新田 123	体育館・校舎	910	鉄筋コンクリート造平屋建	300	45-4617	豪雨 震災	2	
			グラウンド	13,026						
	＊大面小学校	北潟 1	体育館・校舎	753	〃	250	45-2012	豪雨 震災	2	
			グラウンド	10,890						
	＊栄中央小学校	福島新田丁 841	体育館・校舎	740	〃	245	45-2182	豪雨 震災	他	
			グラウンド	12,309						
	＊栄中学校	新堀 2065	体育館・校舎	1,140	鉄筋コンクリート造２階建	380	45-3873	豪雨 震災	他	
			グラウンド	17,516						
	＊老人福祉センター栄寿荘	福島新田丁 1015-1	多目的ホール	543	鉄骨鉄筋コンクリート造平屋建	310	45-6311	震災	他	
	＊栄体育館	新堀 2113	体育館	2,355	鉄骨造一部２階建	758	45-1150	豪雨 震災	他	
	＊栄中央保育所	福島新田丁 809-1	遊戯室	198	木造平屋建	65	45-0005	震災	他	
			屋外遊戯場	2,820						
下田地区	＊下田公民館	荻堀 1144-1	多目的ホール	147	鉄筋コンクリート造２階建	64	46-5911	豪雨 震災	1	
			２階和室	45						
	＊大浦小学校	上大浦 666	体育館・校舎	583	〃	190	46-2018	豪雨 震災	2	
			グラウンド	9,061						
	＊飯田小学校	飯田 1000-1	体育館・校舎	729	〃	240	46-2158	豪雨 震災	2	
			グラウンド	9,208						
	＊農業体験学習施設よってげ邸	早水 588-2	体育館	518	木造平屋建	170	47-2810	豪雨	2	
			宿泊施設外							
	＊諸橋轍次記念館	庭月 434-1	多目的ホール	96	鉄筋コンクリート一部２階建	105	47-2208	豪雨 震災	2 他	
			研修室	197						
			和室	33						

地区	避難所	所在地	収容施設	面積(㎡)	構造	最大収容数(人)	電話番号	災害種別	種別	設備
下田地区	＊長沢小学校	笹岡 579	体育館・校舎	707	鉄筋コンクリート造２階建	235	46-2019	豪雨 震災	他	
			グラウンド	10,658						
	＊笹岡小学校	中野原 329	体育館・校舎	621	鉄筋コンクリート造平屋建	205	46-2024	豪雨 震災	他 2	
			グラウンド	8,982						
	＊旧荒沢小学校	荒沢 1198-3	体育館	594	〃	195	64-8116	豪雨 震災	他 2	
			グラウンド	5,764						
	＊森町小学校	庭月 85	体育館・校舎	652	鉄骨平屋建	215	47-2231	震災	2	
			グラウンド	8,725						
	＊下田保健センター	荻堀 1182-1	多目的ホール	239	鉄筋コンクリート造２階建	75	46-5914	震災	他	
			相談室							
	＊下田中学校	笹岡 210	体育館・校舎	970	鉄筋コンクリート造３階建	320	46-2020	豪雨 震災	他	
			グラウンド	28,591						
	＊下田体育館	笹岡 77	体育館	1,202	鉄筋コンクリート造２階建	505	46-4702	豪雨	他	
			武道場	323						
	＊ウエルネスしただ	飯田 1029-1	体育館	443	〃	145	46-5110	豪雨 震災	他	
	＊千代が丘保育所	笹岡 230-1	遊戯室	223	木造一部鉄骨造平屋建	70	46-5560	豪雨 震災	他	
			屋外遊戯場	1,695						

（注）１　避難所欄中、＊のある施設等は「国民保護避難所」に指定された避難所を示す。

２　収容施設の内、グラウンド、屋外遊戯場、広場については、一時避難場所を示す。

３　収容施設欄中、「体育館・校舎」とある施設においては、要配慮者の受入れ等のため校舎を使用することがある。

４　種別欄中、「１」は「第１次避難所」、「２」は「第２次避難所」、「他」は「その他次避難所」を示す。

５　設備欄中、　→　洋式トイレのある避難所

→　障がい者用トイレのある避難所

→　オストメイト対応設備のある避難所を示す。

６　市指定の避難施設の一覧を掲げたものであって、上記施設に被害が発生し又はそのおそれがある場合には、使用できないことがある。

(2)　民有等の避難施設（避難協力施設）

地区	避難所	所在地	収容施設	面積（㎡）	構造	最大収容数（人）	電話番号	備考
嵐北地区	三条白百合幼稚園	興野 1-5-18	遊戯室	135	鉄骨造２階建	45	33-1359	
			屋外運動場	725				
	宝塔院幼稚園	東裏館 1-6-5	遊戯室	129	鉄骨造平屋建	40	32-1615	
			屋外遊戯場	259				
	認定こども園松葉幼稚園	本町 2-1-56	遊戯室	199	鉄筋コンクリート造２階建	65	32-2524	
			屋外遊戯場	966				
	ｲﾝﾏﾇｴﾙ・ﾙｰﾃﾙ幼稚園	興野 1-4-15	遊戯室	131	鉄骨造２階建	40	32-3651	
			屋外園庭	702				
	にじいろ保育園	嘉坪川 2-3-10	遊戯室	144	鉄筋コンクリート造２階建	45	34-8230	
			屋外遊戯場	407				
	石上どれみ保育園	石上 1-11-45	遊戯室	144	〃	45	33-2183	
			屋外遊戯場	768				
	＊一ノ門わくわく保育園	一ノ門 2-7-25	遊戯室	160	〃	50	33-3373	
			屋外遊戯場	397				
	＊田島わくわく保育園	田島 2-19-29	遊戯室	139	鉄筋コンクリート造２階建	45	33-2042	
			屋外遊戯場	2,014				
嵐南地区	本成寺保育園	西本成寺 1-17-28	遊戯室	135	〃	45	32-3791	
			屋外遊戯場	640				
	北陽保育園	直江町 1-3-32	遊戯室	142	木造２階建	45	32-3580	
			屋外遊戯場	1,935				
	なでしこ青空保育園	西四日町 3-15-22	遊戯室	110	木造平屋建	35	34-2505	
			屋外遊戯場	442				
	きらきら保育園	北新保 2-1-15	遊戯室	136	鉄骨造３階木造一部２階建	45	31-1188	
			屋外遊戯場	258				
井栗地区	ふじの木保育園	西潟 2-1	遊戯室	138	鉄筋コンクリート造２階建	45	38-3210	
			屋外遊戯場	926				
本成等地区	聖公会聖母こども園	月岡 2-11-4	遊戯室	123	〃	40	33-2433	
			屋外遊戯場	1,232				
大崎地区	＊中小企業大学校三条校	上野原 570	体育室	256	鉄筋コンクリート造３階建	85	38-0770	
	つくし保育園	西大崎 3-6-15	遊戯室	145	鉄筋コンクリート造２階建	45	38-5302	
			屋外遊戯場	1,468				
	第二つくし保育園	東大崎 1-18-23	遊戯室	139	〃	45	38-2803	
			屋外遊戯場	568				
	三条中央自動車学校	北入蔵 2-16-18	会議室	132	鉄骨造３階建	40	38-3585	
			コース	13,000				

地区	避難所	所在地	収容施設	面積（㎡）	構造	最大収容数（人）	電話番号	備考
大崎地区	ひまわり保育園	三竹 2-2-4	遊戯室	115	鉄筋コンクリート造２階建	35	34-2218	
			屋外遊戯場	1,077				
	新潟県神社庁	下坂井 14-21	講堂	152	鉄骨造２階建	50	32-0613	
大島地区	＊燕三条地場産業振興センター	須頃 1-17	多目的大ホール	3,278	鉄骨鉄筋コンクリート造５階建	750	32-2311	
	＊リサーチコア	須頃 1-20	ギャラリー	492	鉄骨造７階建	246	35-7811	
			サロン					
	＊三条商工会議所	須頃 1-20	多目的ホール	344	鉄骨造５階建	110	32-1311	
栄地区	あいあい保育園	帯織北 3	遊戯室	250	木造平屋建	80	45-2885	
			屋外遊戯室	783				
	鬼木集会所	鬼木 3739	和室外	160	木造２階建	50	45-3763	
	蓮照寺	鬼木 2928	本堂	92	木造平屋建	30	45-2098	
	善慶寺	尾崎 874	本堂	81	〃	25	45-2281	
	永宗寺	小古瀬 1216	本堂	87	〃	25	45-3658	
	徳誓寺	福島甲 1690	本堂	79	〃	25	45-3063	
	帯織集会所	帯織 1240	和室外	165	木造２階建	55	45-3470	
	吉野屋フォーラム	吉野屋 1290	大会議室外	87	木造平屋建	25	45-4480	
	本龍寺	帯織 1238	本堂	92	〃	30	45-2107	
	瑞泉寺	帯織 1259	駐車場	590	―		45-2109	
下田地区	おぎぼり保育園	荻堀 853-1	遊戯室	125	鉄筋コンクリート造平屋建	40	46-2137	
			屋外遊戯場	626				
	いいだ保育園	飯田 2315-1	遊戯室	117	鉄筋コンクリート造２階建	35	46-2150	
			屋外遊戯場	650				
	あらさわ保育園	荒沢 1214-1	遊戯室	136	鉄筋コンクリート造平屋建	45	46-3142	
			屋外遊戯場	960				

（注）　避難所欄中、＊のある施設等は「国民保護避難所」に指定された避難所を示す。

(3)　豪雨時の緊急避難場所

地区	施設名	所　在　地	自治会名	施設形態	構　造	備　考
嵐北地区	八幡会館	八幡町 12－18	八幡町(八幡小路)	集会施設	木造２階建て	
	三条ロイヤルホテル	本町 3-5-25	本町三(一ノ町)	ホテル	鉄筋・鉄骨造６階建て	
	坂謙	嘉坪川 1-14-10	地域住民等	事務所	鉄骨造２階建	
井栗地区	魚もと	塚野目 6－11－10	塚野目一～六	割ぽう	木造２階建	
	シマト工業株式会社	柳川新田 978	三貫地	工場	鉄骨造２階建	
大崎地区	株式会社井関新潟製造所	西大崎 3-12-23	西大崎三	工場	鉄骨造２階建	
	新潟県神社庁	下坂井 14-21	下坂井	事務所	鉄骨造２階建	
大島地区	県央研究所	燕市小高 6014	下須頃　須頃二･三	研究所	鉄筋コンクリート造4階建て	
下田地区	秀翁寺	鹿峠 1051	鹿峠	寺院	木造平屋建て	

(注)　自治会が選定した施設について、自治会と施設の所有者・管理者が双方合意の上、緊急時に限り一時的に住民が避難する場所として使用することとしている。

(4)　震災時の緊急避難場所

地区	施設名	所在地	面積	備考
嵐北地区	＊八幡公園	八幡町 12-18	7,800	
	＊興野公園	興野 3-8-5	1,700	
	＊東三条公園	東三条 1-15-4-6	1,000	
	＊一ノ木戸ポプラ公園	興野 1-2-30	12,700	
	＊田島児童遊園	田島 1-17-22	1,345	
	＊神明町児童遊園	神明町 3-9	356	
	＊東三条児童遊園	東三条 1-7-2	658	
	＊横町児童遊園	横町 2-8-44-4	338	
	＊一ノ門児童遊園	一ノ門 2-9-24	1,396	
嵐南地区	＊四日町公園	四日町 8-5	4,400	
	＊新保公園	東新保 4-24	2,200	
	＊広貞公園	直江町 2-2-41	3,700	
	＊由利公園	由利 15-21	2,300	
	＊憩パーク嵐南	南四日町 1-13-24	2,800	
	＊島田若草公園	島田 2-18-43	6,100	
	＊条南あおば公園	条南町 19-31	12,600	
	＊島田児童遊園	島田 3-15-21	1,314	
	＊桜木児童遊園	桜木町 4-11	230	
	＊うるおい広場	大野畑 6-86-3	8,873	
本成寺地区	＊鱈田児童遊園	西鱈田 609-1	2,153	
	＊如法寺児童遊園	如法寺 1-1	1,031	
大崎地区	＊松ノ木児童遊園	松ノ木町 8-10	340	
	＊北入蔵児童遊園	北入蔵 3-3-15	157	
大島地区	＊輪中の里公園	代官島 3294	4,900	
	＊須頃郷第１号公園	須頃 3-218	5,970	
	＊須頃郷第３号公園	須頃 2-174	2,800	
	＊須頃児童遊園	上須頃 869-2	1,183	
下田地区	＊五輪平運動公園	飯田 2558-3	2,200	
	＊下田野球場	曲谷 25-1	30,000	

８－２　　炊き出し施設一覧表

地区名	炊き出し施設	所在地	構造	炊き出し能力（食）	電話番号	備考
嵐北地区	一ノ木戸小学校給食調理場	興野 1-18-1	一ノ木戸小学校併設	600	33－7253	
	裏館保育所	東裏館 3-2-61	１階鉄筋コンクリート ２階木造	250	47-6566	
嵐南地区	嵐南保育所	桜木町 12-39	鉄筋コンクリート造２階建	100	34－3213	
	嵐南小学校給食調理場	南四日町 1-1-1	嵐南小学校併設	1200	33－2124	
井栗地区	塚野目保育所	塚野目 2-11-32	鉄筋コンクリート造２階建	60	32－4322	
本成寺地区	月岡保育所	月岡 3-13-14	鉄筋コンクリート造２階建	45	35－0990	
	鱈田保育所	西鱈田 609-1	〃	15	34－8234	
大崎地区	保内保育所	下保内 487	鉄筋コンクリート造２階建	60	38－8008	＊
	大崎学園給食調理場	東大崎 1-14-74	大崎学園併設	800	38-3113	
大島地区	須頃保育所	下須頃 1086-1	鉄筋コンクリート造２階建	50	32－5016	＊

地区名	炊き出し施設	所在地	構造	炊き出し能力（食）	電話番号	備考
栄地区	栄中央保育所	福島新田丁809-1	木造平屋建	45	45-0005	
下田地区	千代が丘保育所	笹岡230-1	木造一部鉄骨造平屋建	50	46-5560	＊

※　備考欄中「＊」が、記されている施設は、プロパンによる炊き出し施設を示す。

９　　輸送に関する資料

９－１　　緊急輸送ネットワーク計画図（１）

裏面

緊急輸送ネットワーク計画図（２）

裏面

９－２　　車両課別配車台数

課　　名	配　車 台　数	車　　種					
		乗用車	バ　ン	トラック	軽自動車	マイクロ バ　ス	そ　の　他
行　政　課	17	3			6	5	原付自転車（災害用）2　歩行用除雪機 1
議会事務局	1	1					
税　務　課	3				3		
収　納　課	7				7		
市民窓口課	1				1		
生涯学習課	16	1			14		文庫車 1
環　境　課	24		1	4	8		指導車 1　塵芥車 2　ﾀﾞﾝﾌﾟｶｰ 1　ﾎｲﾙﾛｰﾀﾞ 4　ｼｮﾍﾞﾙﾛｰﾀﾞｰ 2　ﾌｫｰｸﾘﾌﾄ 1
福　祉　課	3				3		
高齢介護課	10	1			9		
健康づくり課	12	1	2	1	6		巡回車 1　ﾄﾗｸﾀｰ1
地域経営課	4	1			1	2	
営業戦略室	2	1			1		
商　工　課	3				2		ﾊﾟﾈﾙﾄﾗｯｸ 1
農　林　課	7	1	1		4		トラクター1
農業委員会事務局	1				1		
建　設　課	44	3	4	1	3		ｸﾞﾚｰﾀﾞｰ 2　ﾎｲﾙﾛｰﾀﾞ 18　ﾛｰﾀﾘｰ 6　ﾊﾟﾄﾛｰﾙ車 1　ﾀﾞﾝﾌﾟｶｰ 5　凍結防止剤散布車 1
建　築　課	1				1		
上下水道課	30	3	5	1	13		ﾎｲﾙﾛｰﾀﾞ 1　給水車 1　汚泥処理車 1　ｺﾝﾌﾟﾚｯｻｰ車 1　ﾊﾟﾄﾛｰﾙ車 1　ﾀﾞﾝﾌﾟｶｰ 2　原付自転車 1
教育委員会	56	5			14	27	給食運搬車 3　原付自転車 7

課　　名	配　車 台　数	車　　種					
		乗用車	バ　ン	トラック	軽自動車	マイクロ バ　ス	そ　の　他
栄ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ	13	4		1	3	1	ﾊﾟﾄﾛｰﾙ車 1　指導車 1　原付自転車（災害用）2
下田ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ	15	2	1	1	4		ﾛｰﾀﾘ 2　ﾊﾟﾄﾛｰﾙ車 1　指導車 1　原付自転車（災害用）2　歩行用除雪機 1
共有車両（行政課）	15	4	2	1	10		
計	287	31	16	10	114	35	81

９－３　　し尿及びごみの収集車両数

	市・業者別	保有車両数（台）		
		バキューム車		
し　　尿	市	0		
	業　者	29		
	合　計	29		
ご　　み		パッカー車	ダンプ・ 平トラック等	合計
	市	2	2	4
	業　者	71	227	298
	合　計	73	229	302

９－４　　一般区域貨物自動車運送事業者別車両数

業　者　名	保　有　車　両　数					電話番号
	普通	小型	特殊	けん引	計	
日本通運㈱三条支店	27	6		12	45	45-5311
中越運送㈱ 三条ﾛｼﾞｽﾃｨｸｽｾﾝﾀｰ	13	30		7	50	38-9111
新潟運輸㈱三条支店	62	12		14	88	32-0131
マルソー㈱	164	31		4	199	34-2621
三陸運送㈱	41	36			77	33-2358

９－５　　ヘリコプター離着陸場所一覧

地区名	施　設	幅×長さ(m)又は面積	所在地	電話番号
嵐北地区	第二中学校グラウンド	80×90	興野一丁目 18-1	33-1248
〃	第三中学校グラウンド	86×105	西裏館二丁目 15-22	33-3062
嵐南地区	旧第一中学校グラウンド	80×120	島田二丁目 18-43	33-1093
井栗地区	第四中学校グラウンド	70×100	井栗一丁目 35-70	38-8105
〃	井栗小学校グラウンド	60× 70	西潟 3-30	38-2832
〃	旭小学校グラウンド	59×145	柳川新田 431	38-4430
本成寺地区	本成寺中学校グラウンド	80×100	西中 145	33-2051
〃	月岡小学校グラウンド	50×150	月岡一丁目 34-1	33-0122
〃	槻の森運動公園	20×20	月岡 4 丁目 36-1	32-8911
大島地区	大島中学校グラウンド	50× 90	大島 5039	33-2317
〃	大島小学校グラウンド	70×100	代官島 2326	34-0011
〃	三条・燕総合グラウンド	48,114.40 ㎡	上須頃無番地	34-5586
〃	三条防災ステーションヘリポート	70×70	上須頃 167-1	35-6520
栄地区	栄中央小学校グラウンド	12,309 ㎡	福島新田丁 841	45-2182
〃	栄北小学校グラウンド	13,160 ㎡	泉新田 123	45-4617
〃	大面小学校グラウンド	12,340 ㎡	北潟 1	45-2012
〃	栄中学校グラウンド	20,953 ㎡	新堀 2065	45-3873
〃	栄野球場グラウンド	9,253 ㎡	岡野新田 528	34-5511（健康づくり課）
下田地区	長沢小学校グラウンド	110× 70	笹岡 579	46-2019
〃	大浦小学校グラウンド	90× 45	上大浦 666	46-2018

地 区 名	施　　設	幅×長さ(m)又は面積	所　在　地	電 話 番 号
下 田 地 区	森町小学校グラウンド	120× 50	庭月 85	47-2231
〃	下田中学校グラウンド	150×100	笹岡 210	46-2020
〃	五輪平運動公園グラウンド	110× 60	飯田 2558-3	46-2511（下田 SC）
〃	下田野球場グラウンド	100×100	曲谷 25-1	46-4702（下田体育館）
〃	とたにコミュニティセンターグラウンド	80× 40	上谷地 29	46-4847
〃	大谷ダム駐車場グラウンド	200×150	大谷	47-2242（笠堀分室）

１０　　医療防疫等に関する資料

10－１　　医療救護の協力体制

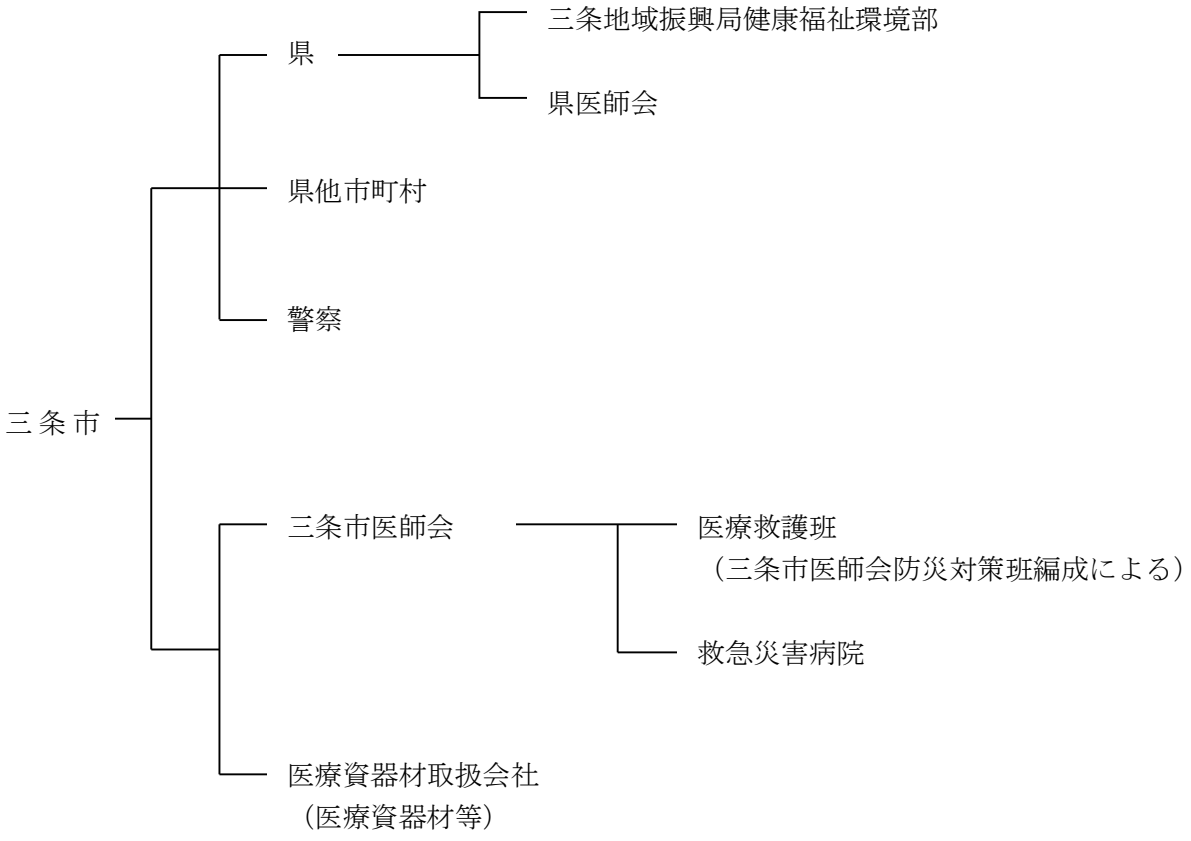

10－２　医療救護班編成計画

医療救護班編成計画は、三条市医師会防災対策班をもって充てる。

なお、救護本部長は、必要に応じて歯科医師会、薬剤師会等の医療関係団体に協力を要請する。救護本部が設置されていない場合は、三条市医師会会長が要請する。

三条市医師会防災対策班

（別表１）

班	医療機関名	所在地	電話番号
第１班	石黒内科医院	西裏館１－１０－４６	３２－４９７０
（嵐北・大島地区）	いとうクリニック	林町１－２０－２８	３２－５３５０
	岩田眼科医院	東裏館１－９－２１	３４－０１２９
［班長］	大島病院	大島５１４１	３４－１５５１
馬場内科医院	小出医院	本町４－２－１０	３５－０２４２
馬場靖幸	さいとう小児科	石上２－１５－３５	３１－１７５５
	田中内科クリニック	須頃２－１０１－１	３２－８１００
［集合場所］	坪井内科医院	本町３－６－１４	３３－１２４１
第三中学校	としみ眼科医院	嘉坪川１－１－１２	３３－２００８
	馬場内科医院	東裏館２－１６－１２	３５－３１００
	三条りゅうクリニック	興野１－１４－３２	３３－９３８８
	藤崎医院	西裏館１－８－８	３２－１７５３
	山田皮膚科医院	荒町２－２－２１	３４－２２２０
	レディスクリニック石黒	荒町２－２５－３３	３３－０１５０
	といし整形外科クリニック	荒町２－１－４６	３２－１０１４
（１５施設）			
第２班	石黒内科	南四日町３－６－２９	３５－８１５１
（嵐南・本成寺地区）	榎本内科クリニック	北新保１－１－２８	３３－０２３５
	榎本外科医院	西四日町１－３－１１	３２－０１４８
［班長］	川瀬神経内科クリニック	東本成寺２０－８	３３－９０７０
榎本内科クリニック	坂内小児科医院	南新保１－３	３５－６６３３
榎本博幸	産科婦人科茅原クリニック	東本成寺１２－１４	３１－１１０３
	三条眼科	南四日町４－３－１０	３６－００７７
［集合場所］	篠田耳鼻咽喉科医院	東本成寺２１－３８	３３－５８７５
ものづくり拠点施設	たむら皮フ科クリニック	東本成寺２１－３４	３６－１２３１
	津端内科医院	南新保１－１６	３３－０１５１
	内科・消化器科わたなべ医院	西本成寺１－３８－４５	３６－７３７７
	日戸医院	島田１－１－１９	３３－１２９５
	水野内科クリニック	月岡１－２３－４８	３２－３５８２
	むとう医院	島田２－８－１２	３４－６３６８

	あまの整形外科	南四日町４－７－５４	３３－５５５６
	さとう栄整形外科クリニック	西本成寺１－３５－１０	３３－２２２０
	三条こどもクリニック	西本成寺２－４－２４	３３－２０２０
	なかじま医院	新堀１３０５－１	４５－７７７７
（１８施設）			

班	医療機関名	所在地	電話番号
第３班	阿部内科・消化器科医院	塚野目４－２０－３０	３９－１１３３
（大崎・井栗地区）	池田耳鼻科医院	一ノ門１－１３－１５	３２－２７９６
	大溪外科医院	一ノ門２－２－３５	３３－３１１５
［班長］	桑原小児科医院	興野２－１０－８	３２－０５０１
東三条まもる眼科	三条東病院	北入蔵２－１７－２７	３８－１１３３
宗村　守	塚野目診療所	塚野目２－９－５４	３４－６５５１
	どうや胃腸科	興野１－６－４６	３６－７４１１
［集合場所］	富永草野クリニック	興野２－１１－２８	３２－０６６９
大崎学園	中川内科医院	東三条２－２－１８	３３－１６７１
	ふじみや耳鼻科クリニック	興野１－３－９	３６－１３１１
	マザリー三条	北入蔵２－２８－１	３８－７５００
	やまぐち内科クリニック	鶴田２－１－６－５	３９－０１１１
	吉澤医院	西大崎１－９－２８	３８－３９６１
	東三条まもる眼科	東三条１－１５－２３	３５－１０２０
	奥田皮膚科クリニック	鶴田２－１－１２	３１－５５１１
（１５施設）			

※　栄、下田地域においては、見附市南蒲原郡医師会に協力要請し、対応する。

◇　救急災害病院

医療機関名	所在地	電話番号
新潟県済生会三条病院	大野畑６－１８	３３－１５５１
三之町病院	本町５－２－３０	３３－０５８１
富永草野病院	興野２－２－２５	３６－８７７７

◇　救護本部

本部長：　三条市医師会長

本部員：　三条市医師会副会長　災害対策担当理事

10－３　病院の現況

令和６年３月１日現在

医療機関名	所　在　地	電話番号	診療科目	ベッド数
新潟県済生会三条病院	大野畑 6-18	33－1551	内・放・眼・リハ・小・外・整・産・婦・耳・皮・ひ・歯・麻・循環器内科・呼吸器内科・消化器内科・腎臓内科・消化器外科・乳腺外科・肛門外科	床 １９９
三之町病院	本町 5-2-30	33－0581	内・神内・外・脳外・整・放・歯・口外・歯・リハ・ひ・眼・耳・麻	２１０
富永草野病院	興野 2-2-25	36－8777	内・整・リハ・形・リウ・麻・ひ	１９６
大島病院	大島 5103	34－1551	精・心療内科・消化器内科	２４０
三条東病院	北入蔵 2-17-27	38－1133	内・リハ・消・皮	６０
かもしか病院	南五百川 80	41―3131	内・精	１８０

10－４　医療品調達先

名称	所在地	電話番号	備考
三条市薬剤師会	一ノ門２－１－１３	31－4826	会長　横山晴信

※三条市薬剤師会の所在地及び電話番号は会長の薬局を記載

10－５　　防疫対策

１　防疫薬剤の保管場所

・クレゾール　　厚生福祉会館
・オスバン　　厚生福祉会館

２　感染症類型と医療体制

<table>
<tr><th>感 染 症 類 型</th><th>主な対応</th><th>医 療 体 制</th><th>医療費負担</th></tr>
<tr><td>新感染症</td><td rowspan="3">原則として入院</td><td>特定感染症指定医療機関
（国が指定、全国に数箇所）</td><td>全額公費（医療保険の適用なし）</td></tr>
<tr><td>一類感染症
（ペスト、エボラ出血熱等）</td><td rowspan="2">第一種感染症指定医療機関
（県知事が指定。
各都道府県に１か所）</td><td rowspan="2">医療保険適用残額は公費で負担
（入院について）</td></tr>
<tr><td>二類感染症
（ポリオ、結核、鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）等）</td><td>状況に応じ入院</td></tr>
<tr><td>三類感染症
（コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症等）</td><td>特定業務への就業制限</td><td rowspan="3">第二種感染症指定医療機関
（県知事が指定。
各二次医療圏に
１か所）

一般の医療機関</td><td rowspan="3">公費負担なし
（自己負担あり）</td></tr>
<tr><td>四類感染症
（マラリア、レジオネラ症、鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１を除く）等）</td><td>動物の措置を含む消毒等の対物措置</td></tr>
<tr><td>五類感染症
（破傷風、麻疹）

（百日咳、インフルエンザ）</td><td>全数把握

定点把握</td></tr>
</table>

※　一～三類感染症以外で緊急の対応の必要が生じた感染症についても、「指定感染症」として、政令で指定し、１年限りで一～三の類感染症に準じた対応を行う。
※　入院患者の移送は、県知事が行う。

１１　　給水に関する資料

11－1

給 水 必 要 容 器

名　　称	容　量	必要台数及び運搬量						応援依頼先（所有先）
		第1段階（発災期:初日）		第1段階（初動期:2,3日目）		第2段階（4～7日目）		
給水車(加圧式)	m^3 4.0	台 1	m^3 4.0	台 1	m^3 4.0	台 1	m^3 4.0	新潟市水道局
給水車(加圧式)	2.0	2	4.0	2	4.0	5	10.0	新潟市水道局
給水車(加圧式)	2.0					3	6.0	長岡市水道局
給水車(加圧式)	4.0					1	4.0	長岡市水道局
給水車(加圧式)	2.0	1	2.0	1	2.0	1	2.0	（三条市）
給水車(加圧式)	2.0					1	2.0	柏崎市水道局
給水車(加圧式)	4.0					1	4.0	柏崎市水道局
給水車(加圧式)	2.0					1	2.0	燕・弥彦総合事務組合
給水車(加圧式)	1.7	1	1.7	1	1.7	1	1.7	燕・弥彦総合事務組合
給水車(加圧式)	1.7	1	1.7	1	1.7	2	3.4	加茂市上下水道課
給水車(加圧式)	2.0			1	2.0	1	2.0	新発田市水道局
給水車(加圧式)	2.0					10	20.0	日水協県支部
給水タンク	1.0～3.0					71	85.8	日水協県支部
給水タンク	1.0～2.0	21	23.0	21	23.0	21	23.0	（三条市）
給水タンク	0.3～0.5	15	6.3	15	6.3	15	6.3	（三条市）
仮設水槽	1.0～2.0					8	8.0	日水協県支部
仮設水槽	1.0	10	10.0	10	10.0	10	10.0	（三条市）
ポリ容器	20ℓ	545	12.0	600	12.0	600	12.0	（三条市）
ポリ容器	20ℓ	300	6.0	300	6.0	300	6.0	日水協県支部
合　　計			70.7		78.7		212.2	
1日3～10往復で必要水量			142		562		7,444	

11－2

給 水 必 要 車 両

名　称	容　量	必要台数及び人員数						応援依頼先（所有先）
		第１段階（発災期:初日）		第１段階（初動期：2,3日目）		第２段階（4～7日目）		
	m³	台	人	台	人	台	人	
給水車(加圧式)	4.0	1	2	1	2	1	2	新潟市水道局
給水車(加圧式)	2.0	2	4	2	4	5	10	新潟市水道局
給水車(加圧式)	2.0					3	6	長岡市水道局
給水車(加圧式)	4.0					1	2	長岡市水道局
給水車(加圧式)	2.0	1	2	1	2	1	2	（三条市）
給水車(加圧式)	2.0					1	2	柏崎市水道局
給水車(加圧式)	4.0			1	2	1	2	柏崎市水道局
給水車(加圧式)	2.0			1	2	1	2	燕・弥彦総合事務組合
給水車(加圧式)	1.7	1	2	1	2	1	2	燕・弥彦総合事務組合
給水車(加圧式)	1.7	1	2	1	2	2	4	加茂市上下水道課
給水車(加圧式)	2.0			1	2	1	2	新発田市水道局
給水車(加圧式)	2.0					10	20	日水協県支部
給水タンク搭載用車両	2t車	6	12	6	12	35	70	日水協県支部（三条市）
給水タンク搭載用車両	4t車	3	6	3	6	10	20	日水協県支部
仮設水槽搭載用車両	4t車					2	4	日水協県支部
ポリ容器搭載用車両	2t車	5	10	5	10	6	12	日水協県支部（三条市）
ポリ容器搭載用車両	4t車	2	4	2	4	2	4	日水協県支部
合　計		22	44	25	50	83	166	

11－3　給　水　場　所

地区		給水人口	取水場所	給水車両	給水場所	
					避難場所	
		人		台	か所	
三条地区	嵐北地区	21,684	大崎浄水場系、三条地域水道用水供給企業団柳沢・吉田調整池系	6	19	
	井栗地区	7,595		2	7	
	大崎地区	14,048		3	7	
	計	43,327		11	33	
	嵐南地区	17,905		5	18	
	本成寺地区	9,423		3	12	
	計	27,328		8	30	
	大島地区	4,157		2	8	
	三条地区小計	74,812		21	71	
栄地区		10,124	企業団吉田・吉野屋・大面調整池系	3	10	
下田地区		8,081	遅場浄水場系、八木前・中野原・葎谷・早水配水池系、大谷地ポンプ場、企業団楢山・飯田調整池系	4	16	
合計		93,017		28	97	

11－4　　応急復旧用資材整備状況一覧表

項　　目	内　　容	保有数量	初期応援必要数	備　　考
車　　両	給　水　車　　(2.0m³)	1台	5台	
	トラック	1台	15台	給水タンク積載用
	そ　の　他	14台		
給水容器	給水タンク(3,000ℓ)			
	給水タンク(2,000ℓ)	2個		
	給水タンク(1,500ℓ)			
	給水タンク(1,000ℓ)	19個		
	仮設給水槽(1.0 m³)	10個		アルミ水槽
	非常用飲料水袋（6ℓ）	2,900枚		背負式
	ポリ容器　　（20ℓ）	545個	300個	
機　　材	応急給水装置	29組		
	発電機	4台		
	投光器（2灯タイプスタンド付）	2基		
	投光器（1灯タイプ）	4灯		
	ＬＥＤ投光器	2基		
	鉄管切断機	1台		
	漏水探知機	2基		
	地中管探知機	3基		
	ボックス探知機	2基		

１２　　物資調達に関する資料

12－１　食料に関する資料

(1)　精　米

業　者　名	所　在　地	電話番号	ＦＡＸ番号
(株) 新潟ケンベイ商事部	下須頃 58-1	32－2351	35－5455
全農新潟県本部米穀部 集　荷　推　進　課	新潟市西区山田 2310-15	025－232－1531	025－232－1535
え　ち　ご　中　越 農　業　協　同　組　合 なんかん北営農センター	加茂市高須町 2-7-3	47－1429	47－0621

(2)　主要弁当業者

業　者　名	所　在　地	電話番号	ＦＡＸ番号
三条給食センター (協)	西大崎 2-20-15	38－3389	38－6749
(株) さ　か　い	横町 1-1-13	34－4186	33－6699
(株)ランチサービス三条	西本成寺 2-26-58	33－0011	35－5694

(3)　主要製パン業者

業　者　名	所　在　地	電話番号	ＦＡＸ番号
(株)鱈田屋菓子店	南四日町 1-9-18	32－6381	32－3826

(4)　主要製麺業者

業　者　名	所　在　地	電話番号	ＦＡＸ番号
遠　藤　製　麺　所	猪子場新田 541-4	45－3245	
(有)　関　川　製　麺　所	横町 2-1-2	32－2665	32－5009
(有) 太　洋　軒	東三条 2-15-24	32－2504	34－1493
ツ　ノ　ダ　製　麺　所	一ノ門 2-8-23	32－3228	
(株)　芳　賀　商　店	南四日町 2-18-14	33－1150	35－4148
若　水　製　麺　所	本町 2-6-8	32－1628	

(5)　生鮮食料・食肉

種　別	業　　者　　名	所　　在　　地	調達量	電話番号	FAX 番号
冷凍物	㈱セイヒョー三条工場	一ツ屋敷新田 1557	日量　1ｔ	45－4100	45－5258
青果物	㈱三条中央青果卸市場	上須頃 4840-17	日量 150ｔ	34－5855	35－5069
鮮　魚	㈱　三　条　魚　市　場	直江町 3-3-47	日量　3ｔ	33－1412	32－0125
食　肉	三　条　食　肉　組　合 (代表者　㈱さかい)	横町 1-1-13		34－4186	33－6699

(6)　主要食品販売業者

業　　者　　名	所　　在　　地	電話番号	ＦＡＸ番号
＊イオンリテール㈱　イオン三条店	西裏館 2-12-20	35－6161	35－6109
マ　ル　イ　　（　各　店　）	(月岡店) 月岡 2-25-20	31－2131	31－2132
スーパーマルセン　(各店)	(興野店) 興野 2-3-1	32－1090	32－1074
リ オ ン ・ ド ー ル 大 崎 店	西大崎 1-5-1	39－6211	39－1606
㈱ あ い で ん　（ 各 店 ）	(本成寺店) 西四日町 4-16-29	34－4755	35－3737
原　信　㈱　四　日　町　店	南四日町 4-4-7	33－7711	33－7710
ウ オ ロ ク　　（ 各 店 ）	（興野店） 興野 1-16-31	36－6677	36－6636

＊は、災害関連協定締結企業

(7)　主要鶏卵荷受業者

業　　者　　名	所　　在　　地	電話番号	ＦＡＸ番号
田　　辺　　鶏　　卵　　店	西潟 14-25	38－2457	38－2912
中　　川　　屋	横町 2-4-17	32－2737	33－1657
(有)　木　戸　商　店	由利 5-16	32－5522	32－5521

(8)　燃　料

業　　者　　名	所　　在　　地	電話番号	ＦＡＸ番号
新潟県石油商業組合三条支部(代表者池上石油㈱)	塚野目 2-3-14	32－2331	32－2332

12－２　　生活必需品のあっせん、供給要請先

(1)　小売業・卸売業（　衣料・家電・日用雑貨　）

名　　称	所　在　地	電話番号	FAX 番号	取　扱　品
＊アークランドサカモト㈱ ホームセンタームサシ三条店	上須頃 428-1	35-4831	35-5666	日用雑貨、衣料
＊ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター	新潟市南区清水 4501 番地 1	025-371-4185	025-371-4151	日用雑貨全般
コメリショッピングセンター三条店	須頃 3-58	35-3939	34-7549	日用雑貨、衣料
コメリホームセンター三条四日町店	東本成寺 253	31-2205		日用雑貨、衣料
コメリハード＆グリーン大崎店	三竹 2 丁目 1870-1	31-2261		日用雑貨
＊イオンリテール㈱イオン三条店	西裏館 2-12-20	35-6161	35-6109	全般
＊コーエイ㈱ Ｅ・Ｃ事業部上越営業所	上越市石橋 523	025-543-7105		日用雑貨、冷暖房機器、家電レンタル
＊㈱ウオロク　興　野　店	興野 1-16-31	36-6677		日用品等
＊㈱ウオロク　東新保店	東新保 25-15	33-5767		日用品等
相田洋品店	横町 1-11-11	32-0275	電話兼用	衣料
㈱しまむら　北三条店	荒町 2-1-31	31-1411		衣料
㈱しまむら　南四日町店	南四日町 4-7-39	31-1690		衣料
㈱目黒商店	旭町 1-12-11	39-1969	39-1970	衣料
ワタソ㈱	林町 1-2-11	32-6371	32-6372	衣料
ヤマダ電機㈱テックランド三条店	上須頃 293-1	36-5255	36-5260	家電
三条金物卸協同組合	須頃 1-20	32-7881	32-7877	日用雑貨
マルチョー	東三条 1-16-5	32-1523	32-0085	トイレ洗浄剤、ビニール袋、ポリ袋、マジックリン（台所用）、ペーパータオル
(福)三条市手をつなぐ育成会	柳沢 393	47-1221		トイレットペーパー
三恵㈱	元町 15-16	33-1281	34-7194	シャボネット、レモン石鹸、台所用漂白剤
㈱ワークス	西本成寺 1-36-11	32-0232		ビニール袋、天然ゴム手袋、キクロンタワシ、麻袋、クレンザー
㈲フルサワ	本町 4-7-31	32-0554	33-4136	タワシ

＊は、災害関連協定締結企業

(2)　小売業（　資　材　）

名　　称	所　在　地	電話番号	FAX 番号	取　扱　品
マ　ル　チ　ョ　ー	東三条 1-16-5	32-1523	32-0085	白土のう袋、ジョレン、スコップ、角スコ
三　　恵　　㈱	直江町 4-4-5	33-0456	34-7194	白土のう袋
㈲ フ ル サ ワ 金 物	本町 4-7-31	32-0554	33-4136	スコップ、角スコ
近 藤 防 水 布 商 会	神明町 8-28	33-1347	33-2590	雨具

(3)　製造業

名　　称	所　在　地	電話番号	FAX 番号	取　扱　品
コ　ロ　ナ　㈱	東新保 7-7	32-2111	33-6988	石油ストーブ、ファンヒーター、家電

(4)　医薬品・その他

名　　称		所　在　地	電話番号	FAX 番号	取　扱　品
三 条 市 薬 剤 師 会 （ 会 長　泉 秋 薬 局 ）		横町 2-8-43	34-4998 35-5596(夜間) 090-7736-8567	34-5998	粉ミルク、離乳食、哺乳瓶、生理用品
クスリのアオキ　三条北店		東裏館 3-1-3	36-8710	36-8711	粉ミルク、離乳食、トイレットペーパー、防塵マスク
㈱コダマ薬店	東 三 条 店	興野 3-1-3	36-7259	電話兼用	防塵マスク、粉ミルク、離乳食、紙おむつ
	三条四日町店	南四日町 4-8-9	33-3075	電話兼用	

１３　　備蓄に関する資料

13－１　　災害用物資備蓄状況一覧表

(1)　寝具類　　（令和５年４月１日現在）

規格等	単位	数量	備蓄場所	備考
災害救助用毛布	枚	６，９８４	三条下水処理センター　他 ３，０８０ 旧なかよし児童館　他 ３，７３４ 下田産業開発センター　他 １７０	

(2)　救急用品　　（令和５年４月１日現在）

規格等	単位	数量	備蓄場所	備考
医薬品（内服薬・外用薬・衛星材料・体温計等）	セット	１０	各災害対策支部 ・各支部１セット	
紙オムツ 生理用ナプキン				

(3)　その他　　（令和５年４月１日現在）

規格等	単位	数量	備蓄場所	備考
救急シート	枚	１，８５０	各避難所５０枚	
簡易トイレ用品 ・救急用組立て式簡易トイレ ・パーソナルテント ・非常時用排便収納袋	 個 台 箱	 ３８０ ７６ １５２	 各避難所１０個 各避難所２台 各避難所４箱	
カセット式発電機	台	８０	各避難所２台	
照明器具	台	１２０	各避難所３台	

１４　　遺体の処理等に関する資料

14－１　　遺体の捜索、処理、埋葬計画関係団体連絡等一覧表

(1)　斎　　場

	所　　在　　地	電話番号	ＦＡＸ番号
三　条　市　槻　の　森　斎　苑	月岡 3722	33－1061	33－1062

(2)　葬儀業者

業　　者　　名	所　　在　　地	電話番号	ＦＡＸ番号
セレモニーホール　三条会堂	興野 3-11-11	35－5141	35－5140
三条つきおか	新保 299-1	34－1818	34－6630
大崎	東大崎 2-1-39	38－2200	38－2223
ラソ三条	横町 2-3-4	34－5662	35－6075
善　地　院　　さくら	塚野目 4-18-11	34－3839	32－5131
月岡式場	月岡 1-7-40	35－0051	32－5131
由利式場	由利 2-7	35－7021	32－5131
ＶＩＰシティホール　県央	旭町 2-7-7	34－4999	35－0999
嵐南	五明 264-4	36－4999	36－4989
しただ	荻堀 1310-10	46－4988	46－4977
塚野目	塚野目 2-8-27	35－5000	35－5009

１５　　危険物等施設に関する資料

15－１　危険物施設数

（令和５年４月１日現在）

区分			施設数
	製造所		０
	貯蔵所	屋内貯蔵所	５０
		屋外タンク貯蔵所	３３
		屋内タンク貯蔵所	１３
		地下タンク貯蔵所	７０
		簡易タンク貯蔵所	２
		移動タンク貯蔵所	７４
		屋外貯蔵所	１
	貯蔵所計		２４３
	取扱所	給油取扱所	６８
		第一種販売取扱所	２
		第二種販売取扱所	２
		移送取扱所	０
		一般取扱所	９５
	取扱所計		１６７
合計			４１０

（三条市消防本部調べ）

15－２　高圧ガス・火薬類取扱施設の現況

(1)　高圧ガス関係事業所の現況

ア　高圧ガス保安法関係

（令和５年４月１日現在）

区分			施設数
		コンビナート	0
		一般ガス	6
		ＬＰガス	2
		一般ＬＰ	0
		冷凍	2
	第一種製造業者		１０
		一般ガス	２１
		ＬＰガス	0
		一般ＬＰ	0
		冷凍	２５
	第二種製造業者		４６
	販売業者		７６
	高圧ガス貯蔵所		１９
	特定高圧ガス消費所		9
	容器検査所		2
合計			１６２

イ　液化石油ガス法関係

（令和５年４月１日現在）

区分	施設数
販売所	１８
特定供給設備	5
認定保安機関	１４
合計	３７

(2)　火薬類取扱施設の現況

（令和５年４月１日現在）

区分			施設数
	煙火製造所		0
		１級火薬庫	2
		２級火薬庫	0
		３級火薬庫	0
		実包火薬庫	0
		煙火火薬庫	0
		庫外貯蔵所	3
	貯蔵施設計		5
合計			5

（三条市消防本部調べ）

15－３　毒物・劇物取締法に基づく施設数

（令和５年４月１日現在）

区分	施設数	区分	施設数
製造業	1	電気メッキ事業	4
一般販売業	３３	金属熱処理事業	0
農業品目販売業	１９	毒物劇物運送業	1
特定品目販売業	0	特定毒物研究者	0
		合計	５８

（三条保健所調べ）

15－４　放射性同位元素等使用事業所の現況

（令和５年４月１日現在）

	総数	医療機関	教育機関	研究機関	民間機関	その他の機関
総数	3	3	－	－	－	－
許可	－	－	－	－	－	－
届出	3	3	－	－	－	－

（三条保健所調べ）

１６　　災害復旧事業に関する資料

16－１　　公共土木施設災害復旧事業

区分（県の窓口）	国　庫　負　担　等
⑴公共土木施設等 土木部 　道路維持課 　河川管理課 　砂　防　課 都市整備局 　下 水 道 課 農林水産部 　漁　港　課 　治　山　課 農地部 　農地建設課 港湾空港局 　港　湾　課	Ⅰ　一般災害（公共土木施設災害復旧事業国庫負担法４条） その年の災害復旧事業費が標準税収入の 0～1／2 までの部分　2／3 1／2 を超え２倍までの部分　3／4 ２倍を超える部分　4／4 １　適用除外（負担法６条） 都道府県　１か所の工事費　120 万円未満 指定都市　１か所の工事費　120 万円未満 市町村　１か所の工事費　60 万円未満 ２　連年災の特例（負担法４条の２） （その年までの３年間の災害復旧事業費の合計）＞（その年までの３年間の標準税収入の合計） である団体については、その年の災害復旧事業費が標準税収入の 0～1／2 までの部分　2／3 1／2 を超え１倍までの部分　3／4 １倍を超える部分　4／4 Ⅱ　激甚災害（激甚災害法３条　政令１条） １　適用条件（特定地方公共団体） （その年の激甚災害に係る災害復旧事業費の地方負担額）／標準税収入 ＞ 20／100（都道府県）以上、10／100（市町村）以上 ２　嵩上げ率（激甚災害法４条　政令６条）

地方負担額／標準税収入	都道府県	市町村
5／100 ～ 10／100 の部分	－	60／100
10／100 ～ 50／100 の部分	50／100	70／100
50／100 ～ 100／100 の部分	55／100	70／100
100／100 ～ 200／100 の部分	60／100	75／100
200／100 ～ 400／100 の部分	70／100	80／100
400／100 ～ 600／100 の部分	80／100	90／100
600／100 ～ の部分	90／100	90／100

16－２　　農林水産業施設等災害復旧事業

区分（県の窓口）	国　庫　負　担　等
(1)農地農業用施設 農林水産部 稲作振興課 園芸流通課 畜　産　課 農地部 農地建設課	Ⅰ　一般災害（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律３条）

市町村の被害農業者 １人当たりの復旧費	農　地	農業用施設
8 万円までの部分	5／10	6.5／10
8 万円を超え 15 万円までの部分	8／10	9／10
15 万円を超える部分	9／10	10／10

【注】１　適用除外（暫定法２条）
　　１か所当たり工事費が 40 万円未満のもの
　２　連年災の特例（暫定法３条の２）
　(1)　適用条件
　　ア　その年の 12 月 31 日までの３年間に

$$\frac{\text{発生した災害の復旧事業費の総額}}{\text{当該被害農業者の総数}} > 10\text{万円}$$

　　かつ
　　イ　その年に発生した災害の

$$\frac{\text{復旧事業費の総額}}{\text{当該被害農業者の総数}} > 4\text{万円}$$

　(2)　算定方法

$$\frac{\text{３年間の災害が当該年１年間に発生しかつその地域が被害甚大地域であるものとして、現年災の算定方法により算定された国庫補助額}}{\text{３年間の災害復旧事業費}}$$

Ⅱ　激甚災害（激甚災害法 5 条　政令 14 条　15 条　16 条　17 条）

１　適用条件（適用対象市町村）

$$\frac{\text{災害復旧事業費－通常国庫補助額}}{\text{被害農業者数}} > 2\text{万円}$$

２　嵩上げ率
　通常国庫補助額控除後の被害農業者１人当たり負担額が
　　1 万円を超え 2 万円までの部分　　7／10
　　2 万円を超え 6 万円までの部分　　8／10
　　6 万円を超える部分　　9／10

<table>
<tr><th>区分（県の窓口）</th><th>国　庫　負　担　等</th></tr>
<tr><td>(2) 林地荒廃防止施設

農林水産部
林政課</td><td>Ⅰ　一般災害（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律３条）

6.5／10
【注】　適用除外（暫定法２条）
１か所当たり工事費が 40 万円未満のもの
Ⅱ　激甚災害　　なし</td></tr>
<tr><td>(3) 林道

農林水産部
林政課</td><td>Ⅰ　一般災害（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律３条）

<table>
<tr><th>市町村の被災林道既設延長
１ｍ当たりの復旧費</th><th>奥地幹線
林　道</th><th>そ の 他
林　道</th></tr>
<tr><td>1,000 円以下</td><td>6.5／10</td><td>5／10</td></tr>
<tr><td>1,000 円を超え 1,200 円まで</td><td>9／10</td><td>7.5／10</td></tr>
<tr><td>1,200 円を超える部分</td><td>10／10</td><td>8.5／10</td></tr>
</table>
【注】１　適用除外（暫定法２条）
１か所当たりの工事費 40 万円未満のもの
２　連年災の特例（暫定法３条の２）
(1)　適用条件
ア　その年の 12 月 31 日までの３年間に
$\frac{\text{発生した災害の復旧事業費}}{\text{当該被害林道の総延長（m）}}$ ＞ 1,100 円
かつ
イ　$\frac{\text{その年に発生した災害の復旧事業費}}{\text{当該被害林道の総延長（m）}}$ ＞ 500 円
(2) 算定方法
$\frac{\text{３年間の災害が当該年１年間に発生しかつその地域が被害甚大地域であるものとして、現年災の算定方法により算定された国庫補助額}}{\text{３年間の災害復旧事業費}}$
Ⅱ　激甚災害（激甚災害法５条　政令 14 条　16 条　17 条）
１　適用条件（適用市町村）
$\frac{\text{災害復旧事業費－通常国庫補助額}}{\text{被害林道の総延長}}$ ＞ 180 円
２　嵩上げ率
通常国庫補助額控除後の被災林道の総延長１ｍ当たりの負担額が
110 円を超え 200 円までの部分　7／10
200 円を超え 500 円までの部分　8／10
500 円を超える部分　9／10</td></tr>
</table>

区分（県の窓口）	国　庫　負　担　等
(4)漁業用施設 農林水産部 水　産　課	Ⅰ　一般災害(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律３条) その年に発生した災害復旧事業費の総額が $\left(\frac{\text{当該市町村の標準税収入}}{\text{当該市町村の世帯数}}\right)$　×　当該区域内の水産業世帯数 の　3倍までの部分　6.5／10 3倍を超え6倍までの部分　9／10 6倍を超える部分　10／10 【注】　適用除外（暫定法２条） １か所当たり工事費が40万円未満のもの Ⅱ　激甚災害　なし
(5)共同利用施設 （農業共同組合等の所有に限る） 農林水産部 農業総務課	Ⅰ　一般災害(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律３条) 2／10 【注】　適用除外（暫定法２条） １か所当たり工事費が40万円未満のもの Ⅱ　激甚災害（激甚災害法６条　政令19条） 農林水産大臣告示地域　40万円まで　4／10 （１か所13万円以上）　40万円　～　9／10 その他の地域　40万円まで　3／10 （１か所40万円以上）　40万円　～　5／10
(6)開拓者等の施設 農林水産部 総　務　課	Ⅰ　一般災害　なし Ⅱ　激甚災害（激甚災害法７条　政令20条） ・開拓者施設 損壊開拓者住宅が、10戸を超え又は開拓者住宅の10／100を超える市町村の区域で、施設ごとの工事費が13万円以上のものに都道府県が補助する場合　国　9／10 ・水産動植物の養殖施設 水産動植物の養殖施設の種類ごとにその被害率（面積又は施設の数の被害割合）が、全体の20／100を超える市町村又はその地先水面の区域内で、施設ごとの工事費が13万円以上のものに都道府県が補助する場合　国　9／10

区分（県の窓口）	国　庫　負　担　等
(7)共同利用小型漁船建造 農林水産部 水　産　課	Ⅰ　一般災害　　なし Ⅱ　激甚災害（激甚災害法 11 条　政令 23 条） 県下における被害小型漁船 ＞ 100 隻 かつ 一部の区域における被害漁業共同組合数／全漁業協同組合数 ＞ 10／100 において、 被害小型漁船 ＞ 10 隻 又は 被害小型漁船数／全小型漁船数 ＞ 20／100 に県が補助する場合　国　1／3 県　1／3
(8)森林災害復旧 農林水産部 林　政　課	Ⅰ　一般災害　　なし Ⅱ　激甚災害（激甚災害法 11 条の 2　政令 23 条の 2） 激甚災害を受けた人工林のうち、地形その他自然条件等からみて事業を一体として行う必要のあるおおむね５ha 以上の区域について行うもの 農林水産大臣の定める森林施業等の技術基準に適合するもの。 国　1／2 県　1／6

16－３　　文教施設等災害復旧事業

区分（県の窓口）	国　庫　負　担　等
⑴公立学校 教育庁 財　務　課	Ⅰ　一般災害（公立学校施設災害復旧費国庫負担法３条） 国　　2／3 適用除外（負担法６条　政令７条） 都道府県　１学校　建物、建物以外の工作物又は土地　80 万円未満 設備　60 万円未満 市 町 村　１学校　建物、建物以外の工作物又は土地　40 万円未満 設備　30 万円未満 Ⅱ　激甚災害（激甚法３条、４条） 公共土木等と共にプール計算方式で算定される。
⑵公立社会教育施設 教育庁 生涯学習推進課	Ⅰ　一般災害　　なし Ⅱ　激甚災害（激甚災害法 24 条　政令 43 条） 特定地方公共団体における１施設当たり復旧事業費が 60 万円以上のものについて　国　2／3
⑶私立学校施設 総務部 文書私学課	Ⅰ　一般災害　　なし Ⅱ　激甚災害（激甚災害法 17 条　政令 36 条～37 条） 児童等１人当たり復旧工事費が 750 円以上の被災私立学校施設で、１学校当たり工事費が 幼稚園　60 万円以上 盲ろう、養護学校　90 万円以上 小中学校　150 万円以上 高等学校　210 万円以上 短期学校　240 万円以上 大　　学　300 万円以上 のものについて　国　1／2
⑷文化財 教育庁 文化行政課	Ⅰ　一般災害（予算措置） Ⅱ　激甚災害（予算措置）

16－４　　厚生施設等災害復旧事業

<table>
<tr><th>区分（県の窓口）</th><th>国　庫　負　担　等</th></tr>
<tr><td>⑴生活保護施設

福祉保健部
福祉保健課</td><td>Ⅰ－１　一般災害（生活保護法 70 条、71 条、73 条、75 条、84 条）
都道府県、指定都市立　国　1／2
市町村立　国　2／4　県　1／4
Ⅱ－１　激甚災害（激甚法３条、４条）
公共土木等と共にプール計算方式で算定される。</td></tr>
<tr><td></td><td>Ⅰ－２　一般災害（生活保護法 74 条、75 条）
社会福祉法人立　国　2／4　県　1／4
Ⅱ－２　激甚災害（激甚法３条、４条）
国の補助率嵩上げ　1／12</td></tr>
<tr><td>⑵児童福祉施設

福祉保健部
児童家庭課</td><td>Ⅰ－１　一般災害（児童福祉法 52 条、54 条）
<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th>一般</th><th>母子寮、保育所、精神薄弱児通園施設、盲ろうあ児童施設、虚弱児施設、肢体不自由児施設</th></tr>
<tr><td colspan="2">都道府県及び指定都市立</td><td>1／2</td><td>1／2 ないし 1／3</td></tr>
<tr><td rowspan="2">市 町 村 立</td><td>国</td><td>2／4</td><td>1／2 ないし 1／3</td></tr>
<tr><td>県</td><td>1／4</td><td>1／4 ないし 1／3</td></tr>
</table>
Ⅱ－１　激甚災害（激甚法３条、４条）
公共土木等と共にプール計算方式で算定される。</td></tr>
<tr><td></td><td>Ⅰ－２　一般災害（児童福祉法 56 条の２　予算措置）
社会福祉法人立　国　2／4　県　1／4

Ⅱ－２　激甚災害（激甚法３条、４条）
国の補助率嵩上げ　1／12</td></tr>
<tr><td>⑶老人福祉施設

福祉保健部
高齢福祉保健課</td><td>Ⅰ－１　一般災害（老人福祉法 24 条、26 条、34 条）
都道府県、指定都市立　国　1／3　又は　1／2
市町村立　国　2／4　県　1／4
国　1／3　県　1／3
Ⅱ－１　激甚災害（激甚法３条、４条）
公共土木等と共にプール計算方式で算定される。</td></tr>
<tr><td></td><td>Ⅰ－２　一般災害（老人福祉法 24 条、26 条、34 条）
社会福祉法人立　国　1／3　県　1／3
Ⅱ－２　激甚災害（激甚法３条、４条）
国の補助率嵩上げ　1／12
（養護老人ホーム、特別養護老人ホームのみ）</td></tr>
</table>

区分（県の窓口）	国　庫　負　担　等
⑷身体障害者更生援護施設 福祉保健部 障害福祉課	Ⅰ－１　一般災害（身体障害者福祉法 35 条、36 条、37 条、37 条の 2、43 条の 2） 都道府県、指定都市及び中核市立　国　1／2 市町村立　国　2／4　県　1／4 Ⅱ－１　激甚災害（激甚法３条、４条） 公共土木等と共にプール計算方式で算定される。
	Ⅰ－２　一般災害（予算措置） 社会福祉法人立　国　2／4　県　1／4 Ⅱ－２　激甚災害　なし
⑸知的障害者援護施設 福祉保健部 障害福祉課	Ⅰ－１　一般災害（知的障害者法 22 条、23 条、25 条、26 条、30 条） 都道府県、指定都市及び中核市立　国　1／2 市町村立　国　2／4　県　1／4 Ⅱ－１　激甚災害（激甚法３条、４条） 公共土木等と共にプール計算方式で算定される。
	Ⅰ－２　一般災害（予算措置） 社会福祉法人立　国　2／4　県　1／4 Ⅱ－２　激甚災害　なし
⑹婦人保護施設 福祉保健部 児童家庭課	Ⅰ－１　一般災害（売春防止法 38 条～40 条） 都道府県、指定都市立　国　1／2 市町村立　国　2／4　県　1／4 Ⅱ－１　激甚災害（激甚法３条、４条） 公共土木等と共にプール計算方式で算定される。
	Ⅰ－２　一般災害（売春防止法 39 条、40 条） 社会福祉法人立 国　2／4　県　1／4 Ⅱ－２　激甚災害（激甚法３条、４条） 国の補助率嵩上げ　1／12
⑺母子福祉施設 福祉保健部 児童家庭課	Ⅰ　一般災害（予算措置） 都道府県　国　1／3 市町村立　国　1／3　県　1／3 Ⅱ　激甚災害　なし

<table>
<tr><th>区分（県の窓口）</th><th>国　庫　負　担　等</th></tr>
<tr><td>⑻母子保健施設

福祉保健部
健康対策課</td><td>Ⅰ　一般災害　なし
7．8．31 付一般財源化通知

Ⅱ　激甚災害　なし</td></tr>
<tr><td>⑼感染症指定医療機関

福祉保健部
健康対策課</td><td>Ⅰ　一般災害（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 60 条、施行令 10 条）
国　1／2　県　1／2

Ⅱ　激甚災害（激甚法３条、４条）
公共土木等と共にプール計算方式で算定される。</td></tr>
<tr><td>⑽感染症予防事業

福祉保健部
健康対策課</td><td>Ⅰ　一般災害（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 17 条、27 条、28 条、29 条、30 条、31 条、32 条、33 条、45 条、50 条）
<table><tr><th>負担
施行主体</th><th>国</th><th>県</th><th>市町村</th></tr><tr><td>都道府県</td><td>1／2</td><td>1／2</td><td>－</td></tr><tr><td>保健所設置市</td><td>1／2</td><td>－</td><td>1／2</td></tr><tr><td>一般市町村</td><td>1／3</td><td>1／3</td><td>1／3</td></tr></table>
Ⅱ　激甚災害
１（激甚法３条、４条）公共土木等と共にプール計算方式で算定される。
２（激甚法 19 条）一般市町村施行分については
国　2／3　県　1／3　市町村　0</td></tr>
<tr><td>⑾精神障害者社会復帰施設

福祉保健部
健康対策課</td><td>Ⅰ　一般災害（精神保健福祉法 50 条の２）
都道府県立　国　1／2
市町村、公的医療機関、非営利法人立　国　1／2　県　1／4

Ⅱ　激甚災害　なし</td></tr>
<tr><td>⑿精神病院

福祉保健部
健康対策課</td><td>Ⅰ　一般災害（精神保健福祉法 19 条の 10、19 条 10 項）
地方公共団体及び公的医療機関　国　1／2
公的医療機関以外の非営利法人立　国　1／3

Ⅱ　激甚災害　なし</td></tr>
</table>

区分（県の窓口）	国　庫　負　担　等
⒀精神保健福祉センター 福祉保健部 健康対策課	Ⅰ　一般災害（精神保健福祉法６条） 都道府県立　　国　1／2 Ⅱ　激甚災害　　なし
⒁上水道 福祉保健部 生活衛生課	Ⅰ　一般災害（予算措置） 国　　1／2 対象事業費　市　　190 万円以上 町村　　100 万円以上 ただし、復旧額が上記限度額又は現在給水人口に 130 円を乗じて得た額のいずれか大きい額に満たない事業は除外される。 Ⅱ　激甚災害（過去の特別立法） 1／2 （予算措置） 新潟地震の場合 地下施設　　8／10 地上施設　　1／2 阪神・淡路大震災　　8／10
⒂廃棄物処理施設 県民生活・環境部 資源循環推進課	Ⅰ　一般災害（予算措置） 国　　1／2 ※　平成 16 年新潟県中越地震による災害によって被害を受けた施設にあっては　8／10 対象事業費　市及び３万人以上の組合　　150 万円以上 町村及び３万人未満の組合　　80 万円以上 Ⅱ　激甚災害（過去の特別立法） 2／3 （予算措置） し尿処理施設 新潟地震の場合　　1／2 十勝沖地震の場合　　2／3 ごみ処理施設 新潟地震の場合　　1／2 日本海中部地震の場合　　2／3
⒃災害廃棄物処理事業 県民生活・環境部 資源循環推進課	Ⅰ　一般災害（廃棄物の処理及び清掃に関する法律 22 条、政令９条） 国　　1／2 対象事業費　市町村・一部事務組合　40 万円以上 対象経費 市町村が実施したし尿、ごみ収集、運搬処理に要した経費及び必要と認められた仮設便所、避難所等におけるし尿処理等に要した経費 （災害救助法による避難所設置の期間内に限る。）

区分（県の窓口）	国　庫　負　担　等
	Ⅰ　激甚災害（過去の特別立法） 2／3 （予算措置） 新潟地震の場合　1／2 日本海中部地震の場合　1／2
⑰火葬場と畜場 福祉保健部 生活衛生課	Ⅰ　一般災害（予算措置） 1／2 Ⅱ　激甚災害（過去の特別立法） 2／3 （予算措置） 新潟地震の場合　1／2 十勝沖地震の場合　1／2
⑱医療施設等 福祉保健部 医薬国保課	Ⅰ　一般災害（予算措置） 国　1／3～1／2 医療機関施設、医療関係者養成所施設、研修施設、救急医療情報センター Ⅱ　激甚災害（過去の特別立法） 1／2（国保を除く） （予算措置） 新潟地震の場合　1／2 十勝沖地震の場合　1／2
福祉保健部 福祉保健課	Ⅰ　一般災害（予算措置） 国　1／3～1／2 看護婦宿舎、看護婦等養成所施設、看護婦勤務環境改善施設 Ⅱ　激甚災害（過去の特別立法）　1／2 （予算措置） 新潟地震の場合　1／2 十勝沖地震の場合　1／2

16－５　　その他の災害復旧事業等

区分（県の窓口）	国　庫　負　担　等
⑴水防資材費 土木部 河川管理課	Ⅰ　一般災害（予算補助） 水防のために使用した資材の購入費の一部を補助する。 １　補助率　国　1／3 ２　対象団体　（都道府県　150 万円／水防管理団体　25 万円） 以上を支出した団体 Ⅱ　激甚災害（激甚法 21 条、政令 39 条、40 条） １　補助率　（都道府県　190 万円／水防管理団体　35 万円） を超える部分について　国　2／3 ２　対象団体　（都道府県　190 万円／水防管理団体　35 万円） を超えて支出した団体
⑵水防警報施設費 補助 土木部 河川管理課	Ⅰ　一般災害（予算措置） １　補助率　国　4／10 都道府県知事が水防警報を行うために必要な無線局整備事業の補助 ２　対象団体 都道府県 Ⅱ　激甚災害　なし

１７　　災害予防対策事業計画の現状

17－１　河川改修事業

事業名	河川名	施工箇所	事業の概要
広域基幹河川改修事業	布施谷川	上保内地内	河川改修
広域基幹河川改修事業	新通川	南四日町２丁目地内	河川改修
広域連携事業	新通川	四日町地内	河川改修
広域連携事業	島田川	由利地内	河川改修
広域連携事業	貝喰川	岡野新田地内	河川改修

17－２　砂防事業

事業名	箇所名	施工箇所	事業の概要
防災安全交付金	早水一	早水地内	砂防事業
防災安全交付金	守門川右支渓	遅場地内	砂防事業
防災安全交付金	守門川	吉ヶ平地内	砂防事業
防災安全交付金	沢入沢	牛野尾地内	砂防事業
防災安全交付金	阿弥陀沢	柳沢地内	砂防事業
防災安全交付金	矢田地区	矢田地内	地すべり事業
砂防メンテナンス	矢田地区	矢田地内	地すべり事業(改築)

17－３　山地災害防止対策事業

事業名	施工箇所	着工年度	事業概要
地すべり防止事業	月岡地内	平成13年度	護岸工事
	吉田地内	平成14年度	測量・概略設計